

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 12 月 9 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国民年金関係 6件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500606号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500061号

第1 結論

昭和45年*月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和45年*月から昭和50年3月まで
私は、20歳になった昭和45年*月頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付した。
請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から昭和50年3月頃に払い出されたと推認でき、20歳になった昭和45年*月頃に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500719号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500062号

第1 結論

昭和40年4月から昭和42年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年4月から昭和42年1月まで

私の請求期間に係る国民年金の加入手続については、昭和40年3月に当時の勤務先の事務職員だった方がA市役所に対して郵送で行い、請求期間の国民年金保険料については、私が引越し先のB市C区内の郵便局で納付していた。

請求期間が未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、請求期間後の昭和45年2月21日にB市C区において払い出されていることが確認でき、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができないことを踏まえると、上記記号番号が払い出された昭和45年2月まで請求者の国民年金の加入手続は行われていなかったものと考えられ、昭和40年3月に請求者の当時の勤務先の事務職員がA市役所に対して郵送で請求者の国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500782号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500063号

第1 結論

昭和51年*月から昭和52年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和51年*月から昭和52年6月まで

私の母は、私が20歳になった昭和51年*月頃に、自宅に来た役所の人に勧められたことから私の国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、毎月、母が集金に来ていた役所の人に納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和53年3月16日に払い出されており、請求者の住民票によれば、請求者は、請求期間当時から現在まで同一住所に居住していることから、当該記号番号とは別の記号番号が払い出されていたとは考え難い上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても当該記号番号とは別の記号番号を確認することができないことを踏まえると、請求者の国民年金の加入手続は昭和53年3月頃に行われたものと考えられ、請求者の母親が昭和51年*月頃に請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を毎月納付していたとする請求者の主張と符合しない。

そのほか、請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500795号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500064号

第1 結論

平成2年6月から同年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年6月から同年8月まで

私は、夫が平成2年5月末日に会社を退職した直後に請求期間に係る国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納付書により納付した。年金手帳には私が手続きを行った種別変更の記載があり、種別変更の手続きを行ったA市役所の「A市」のゴム印も押されている。請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の夫が平成2年5月末日に会社を退職した直後に請求期間に係る国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納付書により納付したとしているところ、請求者が所持している年金手帳には、平成2年6月1日の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更が記載されており、請求者が種別変更の手続きを行ったとするA市役所の「A市」のゴム印も押されていることから、時期は特定できないものの、A市役所において当該種別変更の手続きが行われたことが認められる。

しかしながら、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿においては、請求期間を含む昭和61年4月から平成2年8月までの期間は第3号被保険者期間として管理されており、オンライン記録においては、請求期間を第1号被保険者期間とする処理が平成27年10月27日に行われており、請求期間は当該処理日まで第3号被保険者期間として管理されていたことから、請求期間の国民年金保険料の納付書は作成されなかったものと考えられる。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500706号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500065号

第1 結論

昭和45年2月から同年9月までの請求期間については、定額保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和45年10月から昭和48年3月までの請求期間については、定額保険料及び付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和48年4月から昭和49年6月までの請求期間及び昭和62年1月の請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和45年2月から昭和49年6月まで
② 昭和62年1月

私たち夫婦は、私が昭和45年1月に厚生年金保険適用事業所を退職し、厚生年金保険の資格を喪失したので夫婦共に国民年金に強制的に加入しなければならないことを知っていたことから、同年2月初めに夫婦二人で市役所に行き、国民年金の窓口で説明を受けて私と妻の国民年金の加入手続を行い、その場で夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、夫婦二人とも年金手帳を受け取った。その後は、私又は妻が市役所で二人分の国民年金保険料を納期限前に同時に納付していた。また、私は、昭和45年10月に付加保険料の納付の申出を行い、付加保険料も納付していた。

昭和45年2月から同年9月までの期間については、未納期間となっているので定額保険料を納付した期間に記録を訂正し、昭和45年10月から昭和48年3月までの期間については、未納期間となっているので定額保険料及び付加保険料を納付した期間に記録を訂正し、昭和48年4月から昭和49年6月までの期間及び昭和62年1月については、定額保険料のみを納付した期間となっているので付加保険料を含めて納付した期間に記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和45年2月から同年9月までの期間については、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和49

年7月に払い出されており、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても当該記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和49年7月頃に行われたものと考えられ、昭和45年2月に国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納期限前に同時に納付していたとする請求者の主張と符合しない。

請求期間のうち、昭和45年10月から昭和48年3月までの期間については、上述のとおり、昭和49年7月頃に請求者の国民年金の加入手続が行われたものと考えられる上、付加保険料は、付加保険料の納付の申出をした日の属する月以後の各月につき納付することができるとされているところ、オンライン記録において、請求者は昭和49年7月に付加保険料の納付の申出を行っていることが確認できることから、前段の主張に加え、昭和45年10月に付加保険料の納付の申出を行い、付加保険料を納付していたとする請求者の主張と符合しない。

請求期間のうち、昭和48年4月から昭和49年6月までの期間及び昭和62年1月については、上述のとおり、付加保険料は、付加保険料の納付の申出をした日の属する月以後の各月につき納付することができるとされ、また、請求期間当時は付加保険料を過年度保険料として納付することができないとされていたところ、オンライン記録において、請求者は、昭和49年7月に付加保険料の納付の申出を行っていることが確認できること、及び昭和62年1月の定額保険料は同年6月26日に過年度保険料として納付されていることが確認できることから、請求者は、当該期間の付加保険料を納付することができなかったものと考えられる。

そのほか、昭和45年2月から同年9月までの期間の定額保険料、昭和45年10月から昭和48年3月までの期間の定額保険料及び付加保険料並びに昭和48年4月から昭和49年6月までの期間及び昭和62年1月の付加保険料について、請求者及び請求者の妻が納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が昭和45年2月から同年9月までの期間の定額保険料、昭和45年10月から昭和48年3月までの期間の定額保険料及び付加保険料並びに昭和48年4月から昭和49年6月までの期間及び昭和62年1月の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500707号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500066号

第1 結論

昭和45年2月から昭和49年3月までの請求期間及び昭和58年4月から昭和62年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和62年2月の請求期間については、第3号被保険者期間としての保険料納付済期間から第1号被保険者期間としての保険料納付済期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和45年2月から昭和49年3月まで
② 昭和58年4月から昭和62年2月まで

私たち夫婦は、夫が昭和45年1月に厚生年金保険適用事業所を退職し、厚生年金保険の資格を喪失したので夫婦共に国民年金に強制的に加入しなければならないことを知っていたことから、同年2月初めに夫婦二人で市役所に行き、国民年金の窓口で説明を受けて私と夫の国民年金の加入手続を行い、その場で夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、夫婦二人とも年金手帳を受け取った。その後は、私又は夫が市役所で二人分の国民年金保険料を納期限前に同時に納付していた。

請求期間①が未納期間、請求期間②のうち、昭和58年4月から昭和61年3月までの期間が申請免除期間、同年4月から昭和62年1月までの期間が未納期間、同年2月が第3号被保険者期間となっているが、請求期間の国民年金保険料を納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿(以下「払出簿」という。)によれば、昭和36年5月に払い出されており、請求者の最初の国民年金の加入手続は同年同月頃に行われたと考えられるが、請求者が昭和31年3月から居住しているとするA市の国民年金被保険者名簿によれば、請求者は、請求期間①より前の昭和36年10月18日に被保険者の資格を喪失しており、その後の請求期間①に係る昭和45年2月1日の被保険者の資格取得に係る手続日を確認することができないところ、請求者の夫の記

号番号は、払出簿によれば、昭和 49 年 7 月に払い出されており、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても当該記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、夫の国民年金の加入手続は、昭和 49 年 7 月頃に行われたものと考えられ、昭和 45 年 2 月に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納期限前に同時に納付していたとする請求者の主張と符合しない。

また、オンライン記録において、請求期間②のうち、昭和 58 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの期間は、国民年金保険料を納付することを要しない保険料全額免除期間であるところ、請求者は、国民年金保険料の免除を申請したことはない旨陳述しているが、当該免除記録に不自然な点はなく、当該免除期間は 3 年度にわたっていることを踏まえると、当該免除に係る申請がないにもかかわらず、上記免除に係る処理が行われたとは考え難い上、オンライン記録において、請求期間②のうち、昭和 62 年 2 月についても、国民年金保険料を納付することを要しない第 3 号被保険者期間となっているなど、その大部分が国民年金保険料を納付することを要しない期間とされている請求期間②の国民年金保険料を納付したとする請求者の主張には不自然さがみられる。

さらに、請求期間は合計で 97 か月（8 年 1 か月）であり、特定の被保険者について、これほど長期間の事務処理に誤りがあったとは考え難い。

そのほか、請求者及び請求者の夫が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。